

指定管理者制度の概要

1 「公の施設の管理」に関する制度の改正

「指定管理者制度」は、公の施設の管理に民間の活力を活用し、住民サービスの向上や管理運営の効率化を図ることを狙いとしています。

平成 15 年 9 月 2 日に地方自治法の一部を改正する法律(平成 15 年法律第 81 号)が施行され、公の施設の管理に関するこれまでの「管理委託制度」に代わって新たに創設された制度です。これまでの管理委託制度との主な改正点は下記のようになっています。

	管理委託制度	指定管理者制度
制度の概要	「委託」・「受託」という法律、条例に根拠を持つ、公法上の契約関係。	最終的な管理権限を県に残したまま、指定管理者に「管理の代行」を行わせるもの。
受託者・指定管理者となる対象範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体の出資法人のうち一定の要件を満たすもの（1/2 以上出資等） ・公共団体（土地改良区等） ・公共的団体（農協、生協、自治会等） 	法人その他の団体（法人格は必ずしも必要ではない）。個人は除く。
管理業務の範囲	行政処分にあたる使用許可については委託できない。	使用許可も管理権限の一環として指定管理者が行うことができる
県の立場	施設の管理権限及び責任を有する。（受託者は、契約に基づき、具体的な管理の事務又は業務の執行を行うのみ。）	管理権限自体の行使は行わず、指定管理者の管理権限の行使について、設置者としての責任を果たす観点から、必要に応じて指示を行い、指示に従わない場合は、指定の取消等を行う。

※ 指定管理者制度の下では、行政財産の目的外使用許可、使用料の強制徴収や不服申し立てに対する決定など、法令上、地方公共団体あるいは長に専属的に付与された行政処分は行えません。

2 指定にあたっての議会の議決

指定管理者となるためには、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決が必要になります。

（議決事項：指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称、指定管理者となる団体名称、指定の期間等）

3 指定管理者による管理開始までの流れ（公募の場合）

指定管理者を選定するには、概ね次のような手続きを経ることになります。

	手続きの流れ	内容
1	指定管理者選定の方針決定	施設毎に施設の性格、機能、設置目的などを考慮し、施設のあり方を検討した上で、管理の基準、業務の範囲、指定期間、募集・選定方法、スケジュールなどについて基本方針を決定します。
2	指定管理者の募集	指定管理者の募集は、1～2か月程度の募集期間を設定し、県の広報やHP等幅広い広報媒体によりお知らせします。
3	申請の受付	指定管理者の指定を受けようとする場合は、募集要項に定める申請書及び関係書類を県に提出します。
4	指定管理者の選定	指定管理者の選定にあたっては、必要に応じて外部有識者を含めた選定委員会を設置し、施設管理の公平性、効果性及び効率性、安定性について総合的に審査し、もっとも適当と認められる団体を指定管理者の候補者として選定します。
5	指定の議決	指定管理者の指定にあたっては、議会の議決が必要になります。（議決事項：施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定期間など）
6	協定締結	県と指定管理者と協議のうえ、施設の管理に関する協定を締結します。（管理に係る業務内容に関する事項、県が支払う管理費用に関する事項、個人情報の取扱いに関する事項など）
7	指定管理者による管理開始	県と指定管理者と協議のうえ、施設の管理に関する協定を締結します。（管理に係る業務内容に関する事項、県が支払う管理費用に関する事項、個人情報の取扱いに関する事項など）

第 7 期岩手県公会堂指定管理者の選定に係る基本方針

令和 6 年 7 月 岩手県文化スポーツ部文化振興課

1 指定管理者制度の目的

岩手県公会堂は県民の文化活動や地域活動などの場を提供することにより、その振興を図ることを目的として設置しています。平成 17 年度からは指定管理者制度を導入し、民間の活力を活用した管理運営を行うことにより、次の 4 点を目指します。

- (1) 岩手県公会堂の歴史的・文化的価値を最大限に発揮すること。
- (2) 多様化する利用者ニーズに、より効果的・効率的に対応し、利用者へのサービス向上を図ること。
- (3) 施設の利用を最大限に高めること。
- (4) 経費の節減等を図ること。

2 指定の時期及び指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで（3 年間）（予定）

ただし、指定管理者による管理を継続することが適当でないとき、この期間内であっても、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

3 指定管理者が行う管理の基準

- (1) 関係法令及び条例の規定を遵守すること。
- (2) 施設設備及び備品の維持管理を適切に行うこと。
- (3) 業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
- (4) 公の施設であることを常に念頭において、施設の利用に関し公平性を確保すること。
- (5) 利用者の意見を管理運営に反映させ、利用者の満足度を高めていくこと。
- (6) 予算の執行に当たっては、管理計画書、執行計画書に基づき適正かつ効率的な運営を行うこと。
- (7) 効率的な施設の管理運営を行い、経費の節減に努めること。
- (8) 近隣住民や関係団体、事業者と良好な関係を維持すること。
- (9) ごみの削減、省エネルギー、CO2 削減等、環境に配慮した運営を行うこと。

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 施設等の運営に関する業務
 - ア 施設及び特設器具等の利用許可等に関する業務
 - イ 利用料金の設定及び収受に関する業務
 - ウ 施設等の利用に関する窓口相談に関する業務
 - エ 催し物ポスター等の館内掲示及び回収業務
- (2) 施設等の管理に関する業務
 - ア 施設等の維持管理及び修繕に関する業務
 - イ 施設等の警備及び清掃並びに庭園の管理に関する業務
 - ウ 照明・音響設備の操作、保守点検及び管理業務
 - エ 電気・暖房・空調設備の操作、保守点検及び管理業務
 - オ 給排水等設備の操作、保守点検及び管理業務
 - カ 駐車場の保全、管理業務
 - キ 工作物の管理業務
 - ク 備品の管理業務

- ケ 公共建築物定期点検業務
- コ 施設予約システム保守業務
- (3) 施設で実施する自主事業に関する業務
指定管理者が実施する自主事業に関する業務
- (4) その他の業務
 - ア 広報業務
 - イ 施設等の管理運営に関する調査、研究及び資料の収集に関する業務
 - ウ 管理計画書、事業報告書の作成業務
 - エ 岩手県等関係機関との連絡調整業務
 - オ 指定管理期間前及び指定管理終了に当たっての引継ぎ業務
 - カ 緊急時対策、防犯・防災対策マニュアルの作成及び職員指導業務
 - キ 施設の管理運営全般のマニュアル作成業務
 - ク 職員に対しての運営管理に必要な研修業務
 - ケ その他運営管理に必要な業務

5 利用料金

- (1) 利用料金制度
指定管理者の自主的な経営努力による収支改善を促すため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第8項の規定に基づく利用料金制度を採用し、利用料金収入は指定管理者の収入とします。
- (2) 利用料金の設定
公会堂条例（平成17年岩手県条例第23号）に定める金額の範囲内で指定管理者が設定することとされているため、指定管理者の指定を申請する際、利用料金設定案の提出を求めるとします。
- (3) 利用料金の減免
利用料金の減免については、条例等に基づき県が定めた基準により行うものとします。減免した利用料金については上限を定めて精算することとします。
- (4) 行政財産の目的外使用
行政財産の目的外使用部分に係る使用料及び光熱水費については、県が徴収します。
（行政財産の目的外使用許可は、地方自治法上、地方公共団体の長が行うものです。）

6 指定管理料

利用料金収入のみで管理を維持することは困難であり、管理経費の過度の削減により県民へのサービス提供の質が低下することがないよう、指定管理者に対して一定の指定管理料を支払うこととします。

なお、指定管理料は、指定管理者の収支計画に基づき算定した一定額を予算の範囲内で支払うこととし、指定管理者の経営努力が収益に反映されるよう、経費の節減（ただし、利用者のサービス低下につながらないように留意すること。）や利用率の向上などにより収支計画を上回る収支差額が生じた場合でも、修繕費など精算を行うものを除き、指定管理料の額を減額しないものとします。

7 指定管理者の募集

- (1) 「公募」により行うこととします。公募に当たっては、選定基準、審査内容及び現在の委託条件等の情報を公開します。
- (2) 周知方法については、県ホームページ及び岩手県公会堂掲示板等により広く周知を図ります。また、申請予定者に対し、施設見学会を開催します。

8 応募資格

- (1) 法人その他の団体であること。（法人格は必ずしも必要ではありません。）
 - ア 申請者は、単独又は複数の団体により構成されたグループ（以下「グループ」といいます。）とします。

個人では申請できません。

イ 単独で申請する団体は、他のグループの構成団体となって申請することはできません。

ウ グループで申請する団体の構成団体は、単独又は他のグループの構成団体となって申請することはできません。

エ グループで申請する場合、グループを代表する団体（以下「代表団体」といいます。）を定めるものとし、代表団体及び構成団体を変更することは、原則として認めません。

(2) 申請者（グループ申請の場合の代表団体及び構成団体を含む。以下同じ。）が、次のいずれかに該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する団体

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更生又は再生手続をしている団体

ウ 岩手県から指名停止措置を受けている団体

エ 都道府県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している団体

(3) 申請者の役員等に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。

なお、県は、申請者の役員等が、暴力団員等であるかどうかを警察本部に照会する場合があります。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者

9 選定方法等

岩手県公会堂指定管理者選定委員会において、プレゼンテーション審査を行い、指定管理者の候補者を選定し、県議会の議決を経て、指定管理者の指定を行います。

プレゼンテーション審査は、1申請者あたり30分（説明時間15分、質疑応答時間15分）以内で行います。

10 第7期指定管理者の指定に係るスケジュール

項目	時期
選定委員打診調整	令和6年5月下旬
選定委員会設置	令和6年6月17日
委員任命	令和6年7月1日
第1回選定委員会	令和6年7月29日(月) (設置趣旨説明、募集要項案提示・決定)
募集要項配付	令和6年7月下旬～9月上旬 1か月間
募集に係る施設見学会	令和6年8月22日(木)
申請の受付 その他必要に応じ質問受付	令和6年9月上旬
第2回選定委員会 審査（プレゼンテーション）・候補者選定	令和6年9月下旬
指定管理者の指定	令和6年12月議会提案
基本協定・年度協定締結	令和7年3月
指定管理開始	令和7年4月1日～（3年間）

1.1 選定委員会委員

分野	氏名	備考
都市計画	南 正昭	岩手大学理工学部 教授
建築	小山田 サナエ	のぞみ設計室 一級建築士
経営・財務	林 謙志	公認会計士
利用者代表	廣嶋 康子	深沢紅子野の花美術館 館長

(敬称略)

1.2 リスク負担

県と指定管理者の間におけるリスク負担は次のとおりとします。

なお、必要な事項については、協定で定めることとします。

段階	リスクが生ずる原因		リスク負担	
	種類	内容	県	指定管理者
共通	法令等の変更	指定管理者が行う管理運営業務に及ぼす法令等の変更		○
	第三者賠償	本業務における公害、生活環境阻害等		○
	物価変動	指定後のインフレ・デフレ		○
	金利変動	金利変動		○
	不可抗力	自然災害等による業務の変更、中止、延期	協議事項	
申請段階	申請コスト	申請費用の負担		○
	資金調達	必要な資金の確保		○
運営段階	施設競合	施設競合による利用者減、収入減		○
	需要変動	当初の需要見込みと異なる状況		○
	運営費の膨張	県以外の要因による運営費の膨張		○
	施設・設備の損傷	管理上の瑕疵による施設・機器等の損傷		○
		上記以外による施設・機器等の損傷 (※)		○
	債務不履行	施設設置者 (県) の協定内容の不履行	○	
		指定管理者による業務及び協定内容の不履行		○
	損害賠償	管理上の瑕疵による事故及びこれに伴う利用者への損害		○
施設、機器の不備による事故及びこれに伴う利用者への損害		協議事項		
運営リスク	管理上の瑕疵による臨時休館等に伴う運営リスク		○	
	施設、機器の不備や火災等の事故による臨時休館等に伴う運営リスク	協議事項		

※ 1件当たり100万円を超える修繕については、県との協議事項とします。

公の施設に係る指定管理者制度導入のガイドライン

平成 16 年 7 月 23 日策定
平成 17 年 3 月 17 日一部改正
平成 20 年 4 月 1 日一部改正
平成 23 年 11 月 4 日一部改正
平成 24 年 9 月 27 日一部改正
令和 4 年 3 月 30 日一部改正
令和 5 年 4 月 1 日一部改正
岩手県総務部管財課

この「公の施設に係る指定管理者制度導入のガイドライン」は、平成 15 年 9 月 2 日に地方自治法の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 81 号。以下「改正法」という。）が施行され、地方公共団体が設置する公の施設の管理に指定管理者制度が導入されることとなったことから、その効果的な運用に向けて、基本的な考え方を定めるものである。

1 指定管理者制度の概要**(1) 指定管理者制度とは**

- これまでの管理委託制度のもとでは、公の施設の管理は、普通地方公共団体が出資している法人で政令において定めるもの又は公共団体若しくは公共的団体にしか委託できなかったが、法改正により規制が緩和され、民間事業者等幅広い団体が、議会の議決を経て指定管理者として指定されれば、施設の管理を行うことが可能となったものである。
- 指定管理者制度導入の目的は、「多様化する住民ニーズに、より効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の活力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ること」である。
- 指定管理者となれるものは、法人その他の団体（法人格は必ずしも必要ない）であり、個人は除かれる。

(2) 指定管理者制度の仕組み**■ 平等利用の確保（法第 244 条関係）**

施設の管理にあたっては、住民の平等利用の確保、差別的取扱いの禁止が義務付けられている。

■ 条例の制定（法第 244 条の 2④）

指定の手続き、指定管理者に行わせる管理の基準、業務の範囲はあらかじめ条例で定めるところとされている。

■ 指定の議決（法第 244 条の 2⑤、⑥）

指定管理者の指定をしようとするときは、指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定の期間等について、あらかじめ議会の議決を経なければならない。

■ 事業報告（法第 244 条の 2⑦）

指定管理者は、毎年度終了後、知事に業務報告書を提出しなければならない。

■ 利用料金制（法第 244 条の 2⑧、⑨）

県は利用料金を、当該指定管理者の収入として収受させることができる。

利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより指定管

理者が定めるが、その場合、指定管理者はあらかじめ利用料金について県の承認を受けなければならない。

■ **指定の取消し等（法第 244 条の 2⑩、⑪）**

県が公の施設の管理の業務又は経理の状況に関して報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をした場合に、これらの指示に従わない場合や、指定管理者の経営状況が著しく悪化している等、公の施設の適正な管理に著しい支障が生じる恐れがある場合は、指定を取り消すことができる。

■ **権限の範囲**

指定管理者は、条例の定めにより施設の使用許可を行うことが可能であるが、使用料の強制徴収（法第 231 条の 3）や不服申立てに対する決定（法第 244 条の 4）、行政財産の目的外使用許可（法第 238 条の 4 第 7 項）等、行政処分権限を代行することはできない。

(3) 制度導入の対象施設

- 従来 of 管理委託制度は指定管理者制度に一本化されるため、公の施設の管理は、指定管理者制度を導入せず県が直接管理する方法又は指定管理者制度を導入する方法のみが可能となる。
- 公の施設のうち改正前の地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき管理委託している施設については、改正法施行（平成 15 年 9 月 2 日）後、3 年以内に、個別の条例を改正し、県が直接管理する場合を除き、指定管理者を指定しなければならない。なお、個別の法律で、施設の管理主体が限定されている場合は、指定管理者制度を採れないものであること。

(4) 制度導入に係る条例整備

本県における条例の整備方法としては、指定管理者の指定の手續及び指定管理者に共通な一般的事項については通則条例で定め、それ以外の項目については、個別の設置条例を改正する方法で整備するものである。

条例で定める事項	内 容	整備方法
■ 指定の手續	申請、選定、指定管理者に共通する一般的事項	「公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例」（以下「指定手續等条例」という。）の制定（平成 16 年 7 月 12 日施行）
■ 管理の基準	休館日、開館時間、使用制限の要件、管理を通じて取得した個人情報の取扱い等	
■ 業務の範囲	施設・設備の維持管理の範囲、個別の使用許可など指定管理者が行う業務の具体的範囲	

2 制度導入に係る基本的考え方

(1) 対象となる施設のあり方検討と制度導入の考え方

- 岩手県集中改革プログラム（平成 20 年 1 月策定）の「改革 2 民間力・地域力が最大限に発揮される仕組みづくり」に基づき、質の高いサービス提供や、効果的・効率的な施設

の運営を推進するため、指定管理者導入施設のモニタリングによる効果検証や、指定管理者制度の導入や更新にあたって、環境の変化等を踏まえた公の施設のあり方の検討を行う。

- 施設毎に指定管理者に行わせる管理の基準、業務の範囲、指定の期間の他、募集方法、選定方法などについて検討し、基本方針を定める。

3 指定の手続き

(1) 指定管理者の候補者の募集

ア 募集方法

指定管理者制度の趣旨に基づき、民間法人等の幅広い参入の機会を確保し、競争原理を働かせるために、指定管理者の募集は原則、公募とする。

ただし、施設の性格、規模、機能、設置経緯等を考慮し、適当と判断される理由があるときは、公募によらず特定の団体を指定管理者の候補者として選定することも可能であること。

なお、非公募の場合であっても、候補者の適格性について公募に準じて審査する必要があること。

【公募によらず指定管理者の候補者を選定できる場合の例】

- ・ 公募を行った結果、申請がなかったとき又は審査の結果、候補者として適当なものがないとき。
- ・ 地元自治体の要望や施設の設置目的を考慮し、当該自治体に管理を行わせることが適当であると判断される時。
- ・ 公の施設の設置目的及び業務の性質等から、特定の団体に管理を行わせることが適当であると判断される時。
- ・ P F I 法等の公民連携手法により施設整備及び管理運営が一体的に行われる時。
- ・ 指定管理者の取消し等により、次の指定管理者を選定するに当たり公募するいとまがないとき。
- ・ その他公募を行わないことに合理的な理由がある時。

イ 募集期間及び周知方法

- 募集期間は、1ヶ月以上とし、応募を希望する団体が十分に検討できる周知期間を設ける。
- 周知方法は、県の広報、ホームページ、掲示板、新聞、広報紙、通知などにより広く周知を行う。
- 現地説明会の開催や、質問の受付を相応な期間行うなど、応募者からのより良い企画提案が得られるよう配慮する。

ウ 募集要項の記載内容

募集要項には、施設の概要、管理の基準、業務の範囲、指定の期間、申請方法、選定基準・選定方法、現在の委託条件、委託額、利用実績など広く情報提供を行う。

(2) 指定管理者の候補者の選定

選定の透明性、公平性を確保するために、下記の事項に留意する。

- 最適な候補者を選定するため、選定にあたっては必要に応じて外部の意見を反映させること。
- 外部意見の反映については、必要に応じて専門的な知識を有する有識者などを交えた選定

委員会などを設置する。

- 選定委員会は、指定管理者の選定審査の段階での客観性、公平性を確保するため、審査基準等の策定や募集要項の策定の段階から関わっていくことも考えられる。
- 選定にあたっては、指定手続等条例第3条に示している、公平性、効率性及び効果性、安定性について、それぞれの施設の機能、性質、設置目的を踏まえた選定基準を設け、総合的に審査する。
- 選定委員会による選定過程の公開については、「審議会等の会議の公開に関する指針」（平成11年3月31日制定）に従って適正に行う。
- 選定結果については、情報公開条例（平成11年条例第61号）第7条第1項各号に該当するものを除き公表するよう努める。

(3) 指定管理者の指定期間

指定管理者の指定期間は、指定管理者制度の趣旨を十分に生かせるよう、競争性を確保しつつ、各施設の設置目的、利用者の状況、サービスの継続性や安定性を踏まえ、概ね3年～5年程度とする。

(4) 指定管理者の指定議決

指定管理者の指定にあたっては、次の事項について議決を得る。

【議決事項】

- ・ 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
（類似の施設名称との混乱を避ける必要がある場合は所在地も）
- ・ 指定管理者となる団体の名称と住所
- ・ 指定期間

(5) 指定等の告示

指定管理者を指定したとき、又は法第244条の2第11項の規定に基づき、その指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示する。

4 協定の締結

指定管理者と県で協議のうえ、必要に応じて公の施設の管理に関する協定を締結する。

協定書には、管理の基準や業務の範囲など条例で定める事項のほか、管理に係る業務の内容に関する事項（指定期間、事業計画、利用料金、業務報告・事業報告、指定の取消し・業務停止、リスク分担、業務の再委託に関する事、関係法令の遵守など）、県が支払う管理費用に関する事項、指定管理者が管理を通じて取得した個人情報の取扱いに関する事項（必記事項）、危機管理に関する事項、その他管理業務の実施にあたっての必要事項について記載する。

5 施設設置者としての県の対応

(1) 実地調査、指示

- 県は、指定管理者が管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、

当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

【調査や指示が必要な場合の例】

- ・ 利用者に対し、正当な理由がないのに施設の利用を拒んだり、不当な差別的な取扱いをするようなとき
 - ・ 施設の形質を許可なく変更するようなとき。
 - ・ 経営効率を重視するなどの理由により、要員の配置や施設の管理が当該公の施設の設置目的を効果的に達成するために適切なものとなっていないとき。
 - ・ 承認料金制をとる場合、明らかに値下げを申請すべきにも関わらず、これをしないとき。
 - ・ 災害等の緊急時において、施設を利用しようとするとき。
- 施設の設置者としての責任を果たすため、利用者の満足度や苦情などをモニタリングする仕組みを整え、必要に応じて立入り調査を行い、改善勧告など行う。

(2) 履行確認と評価

県は、施設の設置者として、公の施設の適正かつ確実な管理運営体制を確保し、指定管理者の業務改善及び県民サービスの向上に資するため、随時、指定管理業務の履行確認を行うとともに、原則として毎年度終了後、管理運営状況の評価を行い、評価結果の公表を行う。

(3) 指定の取消し等

県が公の施設の管理の業務又は経理の状況に関して報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をした場合に、これらの指示に従わない場合や、指定管理者の経営状況が著しく悪化している場合等、指定管理者による管理を継続することが適当でないとき、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

6 その他

(1) 暴力団員等の排除の措置

ア 公の施設の管理運営からの排除

- 団体の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者（以下「役員等」という。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者（以下「暴力団員等という。」）であるときは、当該団体を指定管理者に指定しない。
- 県は、指定管理者に応募する団体又は指定管理者の指定を受けた団体の役員等が暴力団員等であるかどうかについて、公の施設の管理運営からの暴力団排除に関する合意書（平成18年1月16日締結）に基づき、必要に応じて警察本部に照会する。
- 指定管理者は、警備、清掃等の個々具体的な業務を第三者に委託するときは、役員等が暴力団員等である者を相手方として契約を行ってはならない。
- 指定管理者の指定を受けた団体の役員等が暴力団員等であることが判明したとき、又

は指定管理者が業務の一部を第三者に委託する場合に、契約の相手方の役員等が暴力団員等であることを知ったにも関わらず指定管理者が当該契約を解除しなかったときは、指定管理者の指定を取り消すことができる。

イ 暴力団等の利益となる施設の利用の排除

- 公の施設の利用が暴力団又は暴力団員等（以下「暴力団等」という。）の活動を助長し、又は暴力団等の運営に資するなど、暴力団等の利益となる利用と認められるときは、施設の利用を許可しない。ただし、暴力団員等であっても、暴力団等の利益とならない個人的又は家族による利用については排除の対象としない。

(2) その他留意事項

- 管理に係る業務を一括して第三者へ委託することはできないが、警備、清掃などの個々具体的な業務を指定管理者から第三者へ委託することは可能である。
- 指定管理者が行う処分については、「行政手続条例」（平成 12 年条例第 6 号）第 5 条～29 条及び 35 条が適用される。（聴聞手続きについては、聴聞規則を準用。）

7 関係法令等

- 地方自治法第 244 条関係(昭和 22 年法律第 67 号)
- 総務省自治行政局長通知（平成 15 年 7 月 17 日総行第 87 号）他
- 公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 16 年条例第 36 号）
- 個人情報保護に関する法律第 66 条（平成 15 年法律第 57 号）
- 個人情報保護等に関する条例第 8 条（令和 4 年条例第 49 号）
- 外部監査契約に基づく監査に関する条例第 2 条第 5 号（平成 11 年条例第 4 号）
- 情報公開条例第 27 条（平成 10 年条例第 49 号）
- 各施設の設置管理条例及び施行規則
- 県が締結する契約に関する条例(平成 27 年条例第 35 号)
- 第 2 次岩手県地球温暖化対策実行計画（令和 3 年 3 月策定）